

はじめに

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、平成 19 年 4 月には学校教育法に「特別支援教育」が位置づけられたことにより、発達障害の定義と法的な位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携を目指すことになりました。

北多摩南部保健医療圏の各市においても発達障害者支援体制構築に向けて支援拠点の整備が開始され、母子保健、保育、教育など様々な分野で「発達障害」理解の取組が行われています。

当保健所では、平成 22～24 年度課題別地域保健医療推進プラン事業において「発達障害児支援に向けた効果的な母子保健ネットワークのありかた」をテーマに地域関係者向けに研修会を実施してきました。参加者のアンケートからは、親支援のあり方や、専門機関との連携のあり方、集団活動での支援方法など、日々の保育現場での様々な悩みが伺えました。一方、保健所を始め、成人の発達障害の相談を担う機関では、成長期に障害を理解されないまま叱責やいじめを受けてきたことによる二次障害から、ひきこもりの長期化や職場での不適應など、社会生活への困難を抱えた相談が年々増加傾向にあります。

本冊子は、研修会から得られた学びをもとに、現場で活用できるハンドブックを目指しました。母子保健や幼児保育に携わる職員が研修対象であったため、内容も幼児期が中心になっています。しかし、成人期の発達障害の理解を深めるためには、幼児期からの生活環境や療育状況の把握が必要であり、また、幼児期から学童期の支援を組み立てるには成人期の問題を知らないと不十分なものになります。それぞれ分野の支援者が全体を見通して支援を行うために、各年齢の経験を共有し「共通言語」を持って支援をつなぐことで、保健、医療、福祉、教育の連携がより深まるものと考えます。

保健所といたしましても、現場の実践から生じた課題や問題を真摯に受け止め、地域における充実した相談ネットワークの構築に努力してまいりたいと思います。本冊が関係機関連携の一助になれば幸いです。

平成 25 年 4 月

東京都多摩府中保健所長 田原なるみ